

「地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会」の開催

1. 趣旨・目的

国においては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）に基づく措置として、都道府県による地域の将来の医療提供体制に関する構想（以下、「地域医療構想」という。）の策定を要請してきたところである。

また、総務省では平成 27 年 3 月に「新公立病院改革ガイドライン」を示し、各地方公共団体に対して平成 28 年度中に新公立病院改革プランを策定の上、改革に取り組んでいただくよう要請したところである。

こうした状況にある中、公立病院をめぐる経営環境や、地域医療構想を念頭に置いた医療提供体制の改革の動向等を踏まえ、地域における医療提供体制の確保や公立病院の更なる経営改革を推進する観点から、このたび当省で調査研究会を開催し、学識経験者や公立病院の経営に携わる者など専門的かつ優れた見識を有する者に意見を伺いつつ、公立病院に対する施策の在り方等について検討を行うものである。

2. 委員

別紙委員名簿のとおり

3. スケジュール

平成 28 年 9 月より開催し、平成 29 年度中に成果を取りまとめる。

(連絡先)

自治財政局準公営企業室 病院事業係・病院経営係

担当：森山補佐、有村係長、麻田官

電話：03-5253-5642（直通）

FAX：03-5253-5640